

日本オリーブオイルアドバイザー資格認定制度

一般社団法人淡路島オリーブ協会

日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会

趣旨：

一般社団法人淡路島オリーブ協会では、兵庫県淡路島を初めとして日本全国で生産の始まった純国産オリーブオイルと世界各国からの輸入オリーブオイルのそれぞれの特長にあった有用な使用方法の普及のために、オリーブオイルの使用方法に深い知識と経験を持つ資格を持った専門家を育成することを目指す。そのため、一般社団法人淡路島オリーブ協会内に日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会を設け、資格取得者を育成し、支援し、資格取得者たちの活躍を通じて純国産オリーブオイルの認知促進とマーケティング活動を促進する。また、資格取得者たちの活動を通じて収集される情報からの示唆に基づき、一般社団法人淡路島オリーブ協会として淡路島産のオリーブオイルの品質向上に寄与し、日本全国の他のオリーブ産地と連携協力し、純国産オリーブオイルの更なる品質向上と市場浸透のための活動につなげるものとする。

1. 日本オリーブオイルアドバイザーとは

日本オリーブオイルアドバイザーは、市場に供給されるオリーブオイルに関する深い知識と経験を持ち、オリーブオイルの有用な使用方法について十分な理解の上に、その普及に努めるオリーブオイル使用方法の専門家としての役割を担う。

2. 制度について

日本オリーブオイルアドバイザーは、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が認定する資格で、その制度設計、運営は一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が責任を持って行う。日本オリーブオイルアドバイザー資格は、淡路島産オリーブオイルのみならず、他地域の国産オリーブオイル、輸入オリーブオイル全般を対象として、それぞれの有用な使い方の理解促進のために活動するもので、将来的には日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、日本国内各産地、オリーブオイル関連組織との連携のもとに全国組織として活動することを目指す。

資格認定に当たっては、対象者を選定し、講習、研修、実習、体験、見学等を通じて資格認定希望者を支援し、資格認定試験の結果をもって認定を行い、登録管理を行なってその期待される役割に沿って運営、活躍して頂く場を提供する。

日本オリーブオイルアドバイザーには、アドバイザーとシニアアドバイザーの資格があり、原則として、シニアアドバイザーはアドバイザーを一定期間経験の後、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会の資格認定をもってシニアアドバイザーとされる。

3. 役割について

日本オリーブオイルアドバイザーは、海外品、国産品を問わずオリーブオイルの作られ方、オリーブ品種毎の特徴と最も適した使用方法について深く理解し、その知識経験を生かしてオリーブオイルの普及に貢献する。広く料理の知識と技術の普及を進める料理教室等との連携で、オリーブオイル全般の有用な利用方法と純国産オリーブオイルの普及に貢献することを役割とする。

4. 対象者について

日本オリーブオイルアドバイザーの資格認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

*知識の程度に応じて、講習、研修、体験プログラム、見学研修等、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が行なう資格認定試験に備えるためのプログラムに参加できること。

*上記を経た上で、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が実施する日本オリーブオイルアドバイザー資格認定試験に合格すること。

*料理に興味があり、一定レベルの技術があること。

5. 資格認定について

一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイル資格認定委員会は、日本オリーブオイルアドバイザー資格認定試験の合格者を、日本オリーブオイルアドバイザーとして認定し、登録をもって有資格者証を発行し運営管理する。

6. 活動内容について

一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、日本オリーブオイルアドバイザーとして資格認定を受けた人を対象に、その活動計画についてアドバイスをし、その目的達成のための支援活動を以下の内容について行なう。

*オリーブオイルの有用な使用方法について、その普及のためのあらゆる活動の場の紹介と参加への招請。

*料理講習会、料理教室等、オリーブオイルを使用する機会に参加し、講義講演等を行なえる場を提供する。

*日本オリーブオイルアドバイザー資格認定者自身が主催する上記の活動については、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会からの実行支援を受ける。

*資格取得後も、更にオリーブオイルに関する知識経験を深めるための、研修、見学旅行、体験旅行等への参加機会の提供を一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会から受ける。

7. 報酬について

活動経費、報酬については、一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会が決定する、日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会内規にて取り決め適用する。

8. その他

日本オリーブオイルアドバイザーの資格、役割、活動等については、一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会が決定する日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会の内規である「日本オリーブオイルアドバイザー運営規則」にその詳細を取り決める。

以上

日本オリーブオイルアドバイザー運営規則

(日本オリーブオイルアドバイザーとは)

- 第1条 日本オリーブオイルアドバイザーは、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が一定の条件の下に認定する資格である。一定の期間経過後、一般社団法人淡路島オリーブ協会は、年次社員総会での承認後、日本オリーブオイルアドバイザー運営組織を分離独立させ、他のオリーブ、オリーブオイル関連組織との協調による全国組織とすることを旨とする。
- 第2条 一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、オリーブ及びオリーブオイルに興味を持つ人の中から一定の条件を満たす対象者を選定し、研修、講習、資格認定試験を実施し、オリーブ、オリーブオイルの使い方に十分な知識と経験が認められる会員をオリーブオイルアドバイザーとして認め、資格を授与する。日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が分離独立後はその組織が役割を継承する。
- 第3条 日本オリーブオイルアドバイザーと認定された資格保持者は、更に知識と経験を積み、一定の条件を満たすことによって、日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会より日本オリーブオイルシニアアドバイザーに認定される。

(制度)

- 第4条 日本オリーブオイルアドバイザー制度設計、資格認定、運営は一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が責任を持って行い、制度、資格、運営等の事項についての意思決定は、一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会が行う。理事会は、一般社団法人淡路島オリーブ協会年次社員総会において、その重要決定事項について会員への報告と承認をとる義務を負う。年次社員総会における承認後、日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会が分離独立し、その後はその組織がその構成員に対して同様の義務を負う。
- 第5条 資格認定は、一般社団法人淡路島オリーブ協会の理事で構成される日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会によって、当規則に定められた条件に従って行なわれる。分離独立後は、その組織の構成員によって資格認定を行う。
- 第6条 資格認定に当たっては、対象者を選定し、講習、研修、実習、体験、見学等を通じて資格認定希望者を支援し、資格認定試験の結果をもって認定を行い、登録管理を行なってその期待される役割に沿って運営、活躍の場を提供する。
- 第7条 日本オリーブオイルアドバイザーには、アドバイザーとシニアアドバイザーの資格があり、原則として、シニアアドバイザーはアドバイザーを一定期間経験の後、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会の資格認定をもってシニアアドバイザーと認定される。当認定業務は、分離独立後はその組織に移管される。
- 第8条 一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、資格認定者を登録し、認定証を発行して運営管理を行なう。分離独立組織となった時点からは、その組織が運営管理を引き継ぐ。

(役割と運営)

- 第9条 日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーは、流通する多種のオリーブオイルの特徴を知り、その適切な使用方法について消費者に啓蒙活動、講習、実習等の機会を通じて、より良いオリーブオイルの普及に貢献する役割を担う。
- 第10条 一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、認定した日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーに対して、その活動を行なうための機会及び場を提供する。分離独立後は、その組織が引き継ぎ提供する。

第11条 日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーは、提供された機会をオリーブオイルのよりよい使い方の普及のために活用する。世界の多くの国で生産され輸入されるオリーブオイルと、日本国内で生産されるオリーブオイルの違いを理解し、それぞれに合った使い方の普及に努める。

第12条 日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーは、一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会からその活動に対する報酬と経費の補填を受ける場合がある。報酬の額については一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会が決定する日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会の内規に取り決めることとする。経費の補填については、一般社団法人淡路島オリーブ協会の理事会が事前に承認した範囲とする。分離独立後はその組織が補填を引き継ぐこととする。

(責任)

第13条 一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーの地位向上のために必要な活動及び支援策を講じるものとする。分離独立後はその組織が支援策を引き続き提供する。

第14条 日本オリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーは、その責務をよく理解し、誠意を持って役割を果たし、オリーブオイルのよりよい普及に貢献することを求められる。

第15条 当制度のより消費者便益に資する運営について、すべてのステークホルダーは建設的な提案を行なうことができるものとする。

(資格の停止もしくは取り消し)

第16条 一般社団法人淡路島オリーブ協会日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会は、当規則の趣旨にのっとり資格取得者のオリーブオイルアドバイザー及びシニアアドバイザーの資格について、資格取得者が下記の1)～4)の条件に該当する場合はその認定を停止もしくは取り消すことがある。資格の停止もしくは取り消しについては、これらの条件の一つもしくはそれ以上に該当する場合とし、一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会は、該当資格取得者の意見を十分に確認した上で、理事の過半数の賛成をもって決議し本人に通知する。分離独立後はその組織が資格停止もしくは取り消しの責任を負う。

- 1) 資格取得者が、その活動を行うにあたって、その行動、言動等が当制度の趣旨、目的にそぐわないと判断される場合
- 2) 資格取得者が、反社会的団体もしくは個人等との関係をもっていることが判明した場合
- 3) 資格取得者が、刑法もしくはそれに準じる法規等に違反し、送検された場合
- 4) その他上記に準じる状況が確認された場合

第17条 一般社団法人淡路島オリーブ協会理事会の決定により、日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会もしくはその後継組織から、資格の停止もしくは取り消しを通知された資格取得者は、直ちにその活動を停止し、協会から賦与された認定証および付属書類、資料等について遅滞なく委員会に返却しなければならない。

(その他)

第18条 一般社団法人淡路島オリーブ協会は、日本オリーブオイルアドバイザー資格の認定及びその望ましい運用のための準備期間として、年次社員総会での承認を受けるまでの間、一般社団法人淡路島オリーブ協会内に日本オリーブオイルアドバイザー資格認定準備委員会を設け、日本オリーブオイルアドバイザーの育成を開始する。社員総会での承認後、速やかに一般社団法人淡路島オリーブ協会内に日本オリーブオイルアドバイザー資格認定委員会を構成する。